

くらし・おしらせ

ご注意ください! 6月22日(日)は、**マイナンバーカードに関するお手続きができません**

全国統一システム利用停止日のため、マイナンバーカードの交付や転入等の際の券面更新、暗証番号の初期化、電子証明書の更新などの手続きができません。ご不便をおかけしますが、停止期間外でのお手続きをお願いします。
問合 窓口サービス課(住民登録・戸籍) 1階11番 ☎6464-9963 FAX6462-2593

視覚障がいのある方へ 後期高齢者医療保険料決定通知書に点字文書を同封します

後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、電話または窓口で住所・氏名・生年月日をお伝えいただき、お申し込みください。
 ※一度お申し込みいただければ、翌年以降のお申し込みは不要ですが、転居等により居住区の変更があった場合は、再度、お申し込みが必要です。
問合 窓口サービス課(保険年金・保険) 1階17番 ☎6464-9956 FAX6462-2593

区の花「のだぶじ」を一緒に育てませんか

のだぶじの剪定講習会や剪定作業を行います。興味のある方は、ぜひご参加ください。
日時・場所
 ・6月21日(土)10:00~剪定講習会(下福島公園)
 ・6月28日(土)10:00~夏の剪定作業(阪神野田駅前広場、海老江東公園)
 ・7月5日(土)10:00~夏の剪定作業(了徳院)
 ※雨天の場合は翌日
持物 剪定ばさみ(お持ちの方)
問合 のだぶじの会事務局 斉藤 ☎090-4279-1997

令和7年度 国民健康保険料を決定します

令和7年度国民健康保険料の決定通知書を6月中旬に送付します。届かない場合はご連絡ください。
 なお、所得の減少等で保険料の納付が困難な方は、申請により軽減・減免ができる場合がありますので、ご相談ください。

令和7年度国民健康保険料(年額)

	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料 (※1)
平等割保険料 (世帯あたり)	33,574円	10,761円	
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数 ×34,424円	被保険者数 ×11,034円	介護保険第2号 被保険者数 ×18,784円
所得割保険料 (※2)	算定基礎所得金額(※3) ×9.30%	算定基礎所得金額(※3) ×3.02%	算定基礎所得金額(※3) ×2.56%
最高限度額	65万円	24万円	17万円

(※1) 介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。
 (※2) 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。
 (※3) 算定基礎所得は、「前年中総所得金額等-43万円」となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

問合 ・保険料計算について
 窓口サービス課(保険年金・保険) 1階17番 ☎6464-9956 FAX6462-2593
 ・減免等について
 窓口サービス課(保険年金・管理) 1階18番 ☎6464-9946 FAX6462-2593

第75回 “社会を明るくする運動”福島地区集会

日時 7月5日(土)13:30開会(13:00開場)
場所 NORBDENCE福島区民センター 1階ホール(吉野3-17-23)
内容 ・標語コンクール表彰式
 ・警察官による防犯教室
 ・啓発ビデオ上映
定員 300名(先着順)
主催 第75回“社会を明るくする運動”福島地区推進委員会
問合 市民協働課(地域活動支援) 5階52番 ☎6464-9743 FAX6464-9987

社会を明るくする運動とは?
 ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~
 “社会を明るくする運動”はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で75回目を迎えます。



大阪市委託事業「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」 要援護者名簿の登録情報の更新についてご協力をお願いします

平成27年4月から令和4年3月末までに要援護者名簿への登録に同意していただいた方に、現況をお知らせいただく文書「要援護者名簿登録情報更新のお願い」を6月から順次発送します。
 同封の「返信用書類」にご記入いただき、7月末までにご返信をお願いします。ご返信がない場合は以前の情報のまま要援護者名簿に掲載されますので、ご了承ください。

問合 福島区社会福祉協議会 見守り相談室 ☎6454-6332 FAX6454-6331

ご本人の状況をご記入いただき、ご返信ください!

児童手当現況届は6月30日(月)までにご提出ください

18歳到達後の最初の4月1日から22歳年度末までの子を多子加算認定している受給者のうち確認が必要な方など、提出が必要な方に現況届を送付しています。

提出がない場合は令和7年6月分(8月支払分)以降の児童手当の支給が止まり、そのまま2年が経過すると時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

問合 保健福祉課(地域福祉・障がい者福祉)2階21番 ☎6464-9857 FAX6462-4854

介護保険利用者負担限度額 認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(木)です。更新希望の方は6月30日(月)までに申請してください。

なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

問合 保健福祉課(介護保険・高齢者福祉) 2階22番 ☎6464-9859 FAX6462-4854

熱中症にご注意ください! 予防のポイントはP11・17へ

毎年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続く暑い時期に備え、一人ひとりが熱中症予防対策をとっていただくことが重要です。

熱中症対策休憩スペース「涼ん処」
 熱中症警戒アラート発表の有無に関わらず、どなたでもご利用いただけます。
期間 6月16日(月)~9月30日(火)
場所 ①区役所1階 ②NORBDENCE福島区民センター1階
問合 企画総務課(総務)4階41番 ☎6464-9625 FAX6462-0792

クーリングシェルター
 熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、危険な暑さをしのぐための場所としてご利用いただけます。
場所 ①福島区老人福祉センター ②福島区役所 ③建設局野田工芸所
 ④4スミ薬局 ⑤マックスバリュ エクスプレス西梅田店
 ⑥NORBDENCE 福島区民センター ⑦福島図書館
問合 環境局環境施策課 ☎6630-3262 FAX6630-3580

市税事務所からのお知らせ

●令和7年度市民税・府民税・森林環境税納税通知書を6月上旬に送付します
 第1期分の納期限は6月30日(月)です。なお、3月18日(火)以降に所得税の確定申告または、市民税・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

問合 弁天町市税事務所 市民税等グループ (個人市民税担当) ☎4395-2953 FAX4395-2810